

会社法関連の 法務省令案の公表

制度調査部
堀内勇世

【要約】

11月29日、法務省は、会社法に関する9本の「法務省令案」を公表した。

会社法では、約300に及ぶ事項が法務省令に委任されている。

それゆえ、公表が待たれていた。

1. 会社法の法務省令案が公表

来年（2006年）5月にも一部を除き施行される予定の「会社法」に関連する法務省令案が、11月29日公表された。

全部で9本の法務省令案が公表されている。以下のとおりである。

- 「会社法施行規則」
- 「株主総会等に関する法務省令」
- 「株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令」
- 「株式会社の計算に関する法務省令」
- 「株式会社の監査に関する法務省令」
- 「株式会社の特別清算に関する法務省令」
- 「持分会社に関する法務省令」
- 「組織再編行為に関する法務省令」
- 「電子公告に関する法務省令」

これらは、以下の法務省のホームページで見ることができる。

http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI64/pub_minji64.html

法務省では、11月29日（火）から12月28日（水）まで意見を募集している。

2 . 法務省令案では何が定められているか

会社法では、約 3 0 0 に及ぶ事項が法務省令に委任されている。

例えば、子会社の定義などがその一例である（会社法 2 条）

子会社の定義については、「会社法施行規則」の 3 条、4 条で規定されている。その概要は次のとおりである。

親会社及び子会社の定義として財務及び事業の方針の決定をしている場合という実質基準を用いることとし、また、親会社及び子会社には、法人格を有しない組合等も含まれることとしている。現行の財務諸表等規則 8 条 4 項の内容とほぼ同一の内容を規定している。
--